# 市町村における重症心身障がい・医療的ケア児等の支援体制についてし

岐阜県内の在宅生活を送る重症心身障がい児者・医療的ケア児者の人数 (65歳未満) (令和6年度重度障がい・医療的ケア児者実態調査調査対象者人数より抜粋)

○対象者数: 1,350人(重症心身障がい児者 991人 医療的ケア児者 359人) R6.10.31時点

※医療的ケア児者に重症心身障がい児者を含まないが、重症心身障がい児者に医療的ケアを要するものを含む

		区分	状態像			人数(单	单位:人	.)		
		E 7)	<b>火运</b>	県全体		岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
(1)	県内	の市町村が保有する情報をもとに該当する方		1,28	37	600	229	176	199	83
	1	県内の65歳未満で、身体障害者手帳1級又は2級(肢体不自	重症心身障がい 児	35	6	188	49	50	40	29
		由のうち体幹・下肢・移動機能のいずれか等級)と、療育手帳A、A1又はA2の両方を持つ方	重症心身障がい 者	63	5	276	107	96	117	39
	2	保育所等、小・中学校、市立特別支援学校に通園・通学する県 内の医療的ケアが必要な方		保育所等	9	1	1	1	5	1
		内の医療的グラカルの安な力	医療的ケア児	学校	39	16	7	8	7	1
	3	7歳未満で、岐阜市保健所又は保健センターが保有する県内 の医療的ケアが必要な方		55 19 22 7						2
	4	7歳未満又は19歳以上65歳未満で、障害福祉サービス等 (児童発達支援事業、日中一時支援事業を含む)を利用する		2	5	22	2	1	0	0
		県内の医療的ケアが必要な方	医療的ケア者	16	8	78	41	13	25	11
			医療的ケア児	5	55					
		・岐大付属小中学校、私立の幼稚園、小・中学校、高等学校に ・通学する県内の医療的ケアが必要な方	区/家町ププ元		8					
		計のより、それのでは、対象者が表現する相合は、対の変異の八段に振り		1,35	0					

#### 岐阜県内の在宅生活を送る重症心身障がい児者・医療的ケア児者数(市町村把握分)

※ ①~④の該当者のうち重複する場合は、若い番号の分野に振り分け。※県教育委員会の特別支援学校に通学する児は除く。

(単位:人)

			障がい児者					を負去の特別 寮的ケアが必							L. / \ /
		(	1)				2)	3		4					
	下肢•移動	1級又は2線 動機能の等。 A2の両方を	級)と、療育	手帳A、A1		保育所	小中学	保健所・	,	福祉サービス (7歳未満り 歳以上65歳	スは			計	
			年代別内訳	1		等	校等	保健センター (7歳未満)		年代別	別内訳			年代別内部	5
		7歳未満	7歳以上 19歳未満	19歳以上 65歳未満						7歳未満	19歳以上 65歳未満		7歳未満	7歳以上 19歳未満	19歳以上 65歳未満
計	991	82	274	635	296	9	39	55	193	25	168	1,287	171	313	803
岐阜市	277	27	83	167	83	1	9	11	62	7	55	360	46	92	222
羽島市	23	3	7	13	5	0	3	0	2	2	0	28	5	10	13
各務原市	78	5	26	47	24	0	3	1	20	6	14	102	12	29	61
山県市	14	2	5	7	0	0	0	0	0	0	0	14	2	5	7
瑞穂市	23	1	7	15	7	0	0	3	4	4	0	30	8	7	15
本巣市	15	0	6	9	4	0	1	1	2	0	2	19	1	7	11
岐南町	14	3	6	5	3	0	0	1	2	1	1	17	5	6	6
笠松町	13	2	3	8	1	0	0	0	1	1	0	14	3	3	8
北方町	7	0	2	5	9	0	0	2	7	1	6	16	3	2	11
大垣市	75	4	23	48	37	1	3	10	23	1	22	112	16	26	70
海津市	13	2	2	9	12	0	2	5	5	0	5	25	7	4	14
養老町	10	0	4	6	0	0	0	0	0	0	0	10	0	4	6
垂井町	10	1	2	7	8	0	0	7	1	0	1	18	8	2	8
関ケ原町	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0
神戸町	8	0	2	6	0	0	0	0	0	0	0	8	0	2	6
輪之内町	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
安八町	5	0	0	5	1	0	1	0	0	0	0	6	0	1	5
揖斐川町	9	0	1	8	0	0	0	0	0	0	0	9	0	1	8
大野町	10	1	0	9	6	0	1	0	5	1	4	16	2	1	13
池田町	10	1	2	7	9	0	0	0	9	0	9	19	1	2	16

#### 岐阜県内の在宅生活を送る重症心身障がい児者・医療的ケア児者数(市町村把握分)

※①~④の該当者のうち重複する場合は、若い番号の分野に振り分け。※県教育委員会の特別支援学校に通学する児は除く。

(単位:人)

		重症心身	障がい児者		医療的ケアが必要な児者										
			1				2	3		4					
	下肢•移動	動機能の等	吸(肢体不自 級)と、療育 持つ方(65点	手帳A、A1		保育所	小中学	保健所·		福祉サービス (7歳未満り 歳以上65歳	スは			計	
			年代別内訳			等	校等	保健センター (7歳未満)		年代別	別内訳			年代別内訓	7
		7歳未満	7歳以上 19歳未満	19歳以上 65歳未満						7歳未満	19歳以上 65歳未満		7歳未満	7歳以上 19歳未満	19歳以上 65歳未満
関市	36	5	8	23	2	0	2	0	0	0	0	38	5	10	23
美濃市	11	0	2	9	0	0	0	0	0	0	0	11	0	2	9
美濃加茂市	18	0	5	13	12	0	4	4	4	1	3	30	5	9	16
可児市	44	9	13	22	11	1	1	3	6	0	6	55	13	14	28
郡上市	10	0	2	8	0	0	0	0	0	0	0	10	0	2	8
坂祝町	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
富加町	4	2	2	0	1	0	1	0	0	0	0	5	2	3	0
川辺町	2	0	0	2	1	0	0	0	1	0	1	3	0	0	3
七宗町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八百津町	5	1	1	3	0	0	0	0	0	0	0	5	1	1	3
白川町	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
東白川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
御嵩町	13	0	0	13	3	0	0	0	3	0	3	16	0	0	16
多治見市	58	3	12	43	14	3	2	0	9	0	9	72	6	14	52
中津川市	53	2	11	40	16	0	1	5	10	0	10	69	7	12	50
瑞浪市	11	3	1	7	5	1	1	0	3	0	3	16	4	2	10
恵那市	14	0	0	14	1	0	0	0	1	0	1	15	0	0	15
土岐市	21	2	6	13	6	1	3	0	2	0	2	27	3	9	15
高山市	54	3	20	31	13	1	1	0	11	0	11	67	4	21	42
飛騨市	7	0	4	3	1	0	0	1	0	0	0	8	1	4	3
下呂市	7	0	2	5	1	0	0	1	0	0	0	8	1	2	5
白川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

# 市町村における重症心身障がい児者・医療的ケア児者の把握について

#### 【現状】

- ① 《令和5年度》各市町村における重症心身障がい児者・医療的ケア児者の情報集約・整理(対象者個別表の作成)
  - 県が実施した令和5年度重症心身障がい児者等状況調査により、各市町村が保持する次の情報を集約・整理し、個別表を作成
  - ・各市町村が保持する情報をもとに「身体障害者手帳 (1級・2級)と療育手帳(A・A1・A2)の両方を保持する方(重症心身障がい児者)
  - ・障害者総合支援法等に基づく障害福祉サービス等を利用している医療的ケア児者
- ②《令和6年度》各市町村における令和6年度在宅重症心身障がい・医療的ケア児者実態調査のための調査対象者の把握県が実施する重症心身障がい・医療的ケア児者実態調査のため、各市町村が保持する次の情報を集約・整理 計1,287人

区分		人数	(市町村計)	
・65歳未満で、身体障害者手帳1級又は2級(肢体不自由のうち体幹、下肢又は移動機能のいずれかの等級)と、療育手帳A、A1又はA2の両方を保有する方	重症心身 障がい児者		991人	
・保育所等、小・中学校、市立特別支援学校に通園・通学する医療的ケアが必要な児		保育所等	9人	
(私立の幼稚園、小・中学校、県教育委員会の特別支援学校に通学する児を除く)		学校	39人	
・岐阜市保健所又は各市町村保健センターが把握する7歳未満の医療的ケアが必要な児	医療的ケア児     者		55人	296人
・7歳未満又は19歳以上65歳未満で、障害福祉サービス等(児童発達支援事業・日中一時支援事業を含む)を利用する医療的ケアが必要な方			193人	

※重症心身障がい児者の人数と医療的ケア児者の人数は重複しない。重症心身障がい児者の人数の中に医療的ケアを要するものが含まれる可能性がある。

## 【求められる対応】

(1) 重症心身障がい児者・医療的ケア児者の人数の継続的な把握《毎年度更新》

毎年度、各市町村が保持する情報をもとに、上記②の区分をベース(年齢要件を除く)にして、重症心身障がい児者・医療的ケア児者の人数を把握し、各市町村関係部門や関係機関で構成する協議の場で情報共有を図る。

- ※岐阜市保健所又は各市町村保健センターによる医療的ケア児の把握
  - 母子保健法に基づく乳幼児健診結果・NICU等医療機関からの情報提供(次ページ参照)
- (2) 重症心身障がい児者・医療的ケア児者の対象者個別表の整理《毎年度更新》
  - (1)により把握した重症心身障がい児者・医療的ケア児者の状況を整理し、令和5年度に県が提供した対象者個別表等を参考に毎年度更新する。
  - ⇒②で把握した対象者情報を反映していただけるよう、今後、県から令和5年度に提供した対象者個別一覧表(EXCELファイル)見 直し版の提供を予定。
    - ※見直し内容 身体障害者手帳(下肢・体幹・移動機能の等級)、障害福祉サービスの共同生活援助、電源を要する医療的ケア児の各欄を追加

# 医療的ケア児の把握について(母子保健)

# ①母子保健法に基づく健康診査

○母子保健法第12条:1歳6か月 3歳

○母子保健法第10条:乳児健診(4か月)

<参考:R3年度>

・乳児健診の受診率は約99%

・未受診者には必ず連絡をして現状を確認(最終未把握率1.0%)

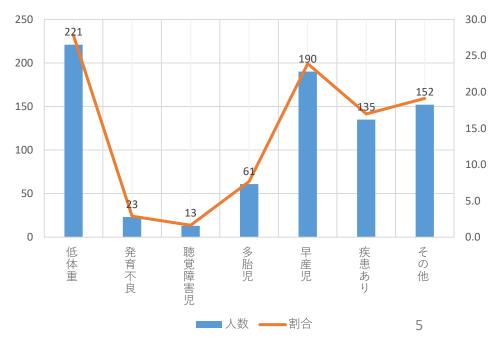
# ②母と子の健康サポート事業

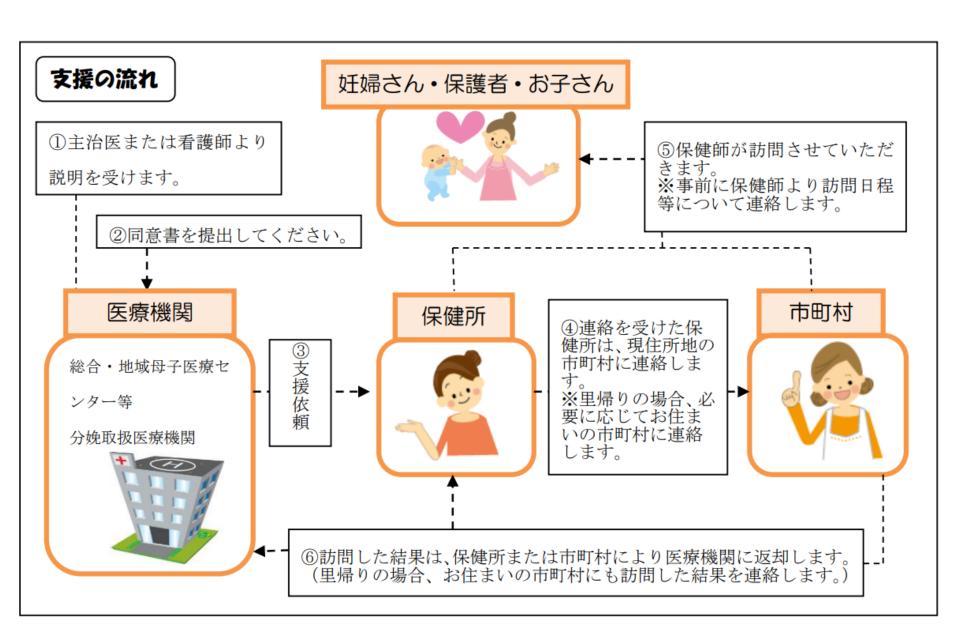
- ・低体重や早産を理由とする依頼が多い
- ・上記の場合、NICU(新生児集中治療室)に入院する ケースが多い
- ・医療的ケア児には、NICUに長期入院し、人工呼吸器 や胃ろうなど機器をつけたまま退院し、引き続き医 療的ケアを必要とする児がいる
- ・医療的ケアが必要な児の退院時には、カンファレンス が開かれることがある
- ・約8割の事例に対し退院から1か月以内に家庭訪問 を実施している

# <参考:体重別出生数 R4>

出生数/ 割合(R4)	1,000g未満	1,000~ 1,500g未満	1,500~ 2,000g未満	2,000~ 2,500g未満	2,500g以上	不詳
11,124	35	37	134	857	10,060	1
	0.31%	0.33%	1.20%	7.70%	90.44%	0.01%

# R5年度母と子の健康サポート支援事業実績(依頼理由:児)





#### 令和 年度重症心身障がい児者・医療的ケア児者状況調査個別表(案)

			וינו			· 为 咔	./3.0.	元伯 医抗	沢ロリノノ	76-11	<i>////</i>		12 ( 7	-/	1		. I			- 1 -									1						, A T			m+ +\
_		ı		市町村	7名			担当課	<u> </u>			担当者名	*		電	話番号	7			Ŀ	E-mail													_		<b>1 年4</b> . ケアの状	<b>15</b>	
					年齢	年齢		<b>T</b>		医療的		障害者手帳等 の保持状況	ı		(会和	5年度	に宝隆	利用サ	ーピス 田) たす	種別	ス全てに	· ○ か语	星択	(宝)	際の利	利用制用の有	<del> </del> 画の	あるサ	<b>ーピス</b>	種別	三3日 畦	幸占の	H		1	7701	<u>流①</u>	2
	障				I my	齢	子 齢 特	<b>重</b> (身 <b>症</b> +体なる	医 医 ケ	アスコア の状況				個別	してく	ださい	)	((-))	.11070		- I	-0 22	200	利用	計画に	こあるす	トービン	く全てに	このを	選択し	てくだ	さい)	電源	人工阿	F吸器等の管理	身(注) !	気管切削	州の管理
	受給者番号			<b>#</b>		基	,齢期(保育・小中特別支援学校・2	+体心 うた			身	体障害者 手帳	特定	個別避難計画等策定の有		重			ı <del></del>	福医	医	放			重 度			短期入所 医療型	福度	Ē	医 放		(を注 ・	)人工F 補助換	乎吸器、	鼻マスク ハイフローセ	注)人工™ 気管切開	2 <b>閉の管理</b> 呼吸器と呼の両気スコレない。 見守り 高 2
番	給祉 者	名	性	生 年 月		基準日	保援育学	育者が り医療	プケ スァ。	1 2		,	療 医療	画	重	度障	障害	生活	短期	祉 療型 型	児療刑	課 後 日	介護		度 重 障	障 : 生	共活	期	祉 频型 型	9 児	原 後	目	色すた	- 、間歇 、排痰	歌的陽 補助装	王吸入 置、高頻	持つ場合切開の見	は、気管
与	番号	前	別	月日	(基準日)	-	・校	帳手は A M M M	コ <b>児</b> 3	( b		B 中 2. 白 陪 40	育手 療費	策	居度宅訓	害猪猪	者	司 介 生 護	入 所	障障害害	童児	等中デー	訪 保 問 険	居に	度 害 访 者	療者	同介生護	入所	障陥害	章童	光 等 デ	中訪	色医度	胸壁振	動装置	等	アを加点し	しない。
	<sup>7</sup> ビ ス				令和6年4月1日		中学	+療育手帳A~A2) <b>小身障がい児者該当</b> <b>心身障がい児者該当</b> うち医療的ケア児者	かアスコア3点以上 <b>的ケア児者該当</b> 3~9点	2 01	終	い関係等級	長 2 給去	更の	居宅介護	等介包護	援	舌 (	短期入所 福祉型	児 入 入	児童発達支援 医療型児童発達支援	イ 時 サ 支	訪問看護 かきほう かきほう かきまる かいき はんしょう かいしょう かいしん かいき	介	問 等 介 包	介援	活(接通	ļ <sub>i</sub>	児 リ 入 フ	見達し	単イサ	時 看	当的(	基フス	本	見守り	基本	見守り
					(単位)		中高 学級利用	2 2 <b>該</b> 元 分 <b>当</b>	上当	点上	合等級	移 動 体 幹 機 能	証	有無	護	括支	施設	5 所	福医	所所施施	接支	接ビ	ビス		進 括 支	··· 施 設	助所	福医补療	所及	斤援	産し	援	ア数	コア 10	.0 高	2	8	髙 2
					歳 か 日	l L	用		)		nix )	改 幹 機 能				援			型型	設設	援	ス			援			型型	設記	고 文	援ス		,,,,		中	1 1	1	中 2
1			$\blacksquare$			$\exists \vdash$	-							H										H						$\blacksquare$				$\top$	#			
3																				┇													口		丰			
5																																	Н		+			
6			$oldsymbol{H}$			H	Ŧ				$\exists \mathbb{F}$		F	H				$\blacksquare$						A							4		H	F	Ŧ	$\dashv$		
8			П			Ħ								Ц				╜						H										E	丰			
9 10						丗					∄		士	Н						╧				H									Н	$\vdash$	士			
11			$\blacksquare$			+	-	-						Н																					4			
13																																			丰			-
14			+			+							+	H		H	H	╫		-					$\dashv$	$\dashv$	_	$\vdash$	$oxed{+}$	++			$\vdash$	-	+		-	
16			$\blacksquare$			$\blacksquare$	$\blacksquare$						1	П	ļ					4				H			-			$\blacksquare$					4			
18																																			士			-
19 20		-	+			++	-						-	$\vdash$	H	╂╂				╬				H			_			+			H	$\vdash$	+			
21			$\Box$			$\Box$								П				〓		ፗ										#			口		丰		二	
23			+				$\blacksquare$							Н		+	H			+				$\vdash$			$\blacksquare$		Ħ	+			$\Box$		十			
24			$\blacksquare$			$\blacksquare$								Ш																			H		4			
26																																	口		丰			
27			+			+	$\blacksquare$				-		+	H						-				$\mathbb{H}$						+			$\vdash$	-	+			
29						$\Box$								H		H	H	$\blacksquare$		1								H					H	F	#		_	
31																																	Ш		士		_	
32			+			++	$\blacksquare$				$\dashv$		+	Н			H			-				╁						+			H	$\vdash$	+	$\longrightarrow$	-	
34						Ħ							1	П										Ħ	Ħ		1						口	F	#		#	
35 36			$\pm$			丗								Н																				E	士			
37			H			H	$\blacksquare$				H		+	H	F	ΗŦ				Ŧ			H	Ħ	$\blacksquare$			H	H	$\blacksquare$	-		H	F	#	=	-	
39			$\Box$			$\Box$					◨			Ħ				丗															口		二			
40			+			++	$\blacksquare$				+		+	Н		+				_				$\mathbb{H}$				┢		+			H	$\vdash$	+		$\frac{1}{2}$	
42			$\blacksquare$			Ħ							$\bot$	П			Ħ	11						H	Ħ					#			口	F	4		_	
44			$\pm$			丗							$\pm$							┇				Ш						╆			Ш	E	士			-
45 46			$+ \exists$			$+ \top$	毌				H		+	H	H	H				_[				H						47			$\vdash$	F	#	$\dashv$	-	
47														П				╜															Ħ		丰		#	
48		<u> </u>											I		$oldsymbol{ol}}}}}}}}}}}}}}}}}}$	علىل			لــــــــــــــــــــــــــــــــــــــ	Ĺ_	لللل		_ل_ل	لــــــــــــــــــــــــــــــــــــــ	للل			ل_		للل								

	医療的ケアの状況②												アの出	:湿(2)															
$\vdash$	3		4	5	1	6		7			8		9		ハスロコン		10		11		12				13			14	1
						ネブラ		経管第	美	中心静脉	脈カテーテル 管理	注)	<b>皮下</b> (1),(2)いす		選択	mit	<b>請測定</b>			注)(1	<b>導尿</b> 1),(2)いずれが	かを選択	注)	<b>排</b> (1),(2)し	<b>更管理</b> ハずれか	を選択	痙攣時の坐剤排 迷走神経刺激装	i入、吸引、酸素投与、 置の作動等の処置	医療
東エア	<b>咽頭</b> ウエイ	酸	素療法	吸引 (口鼻服 管内吸	別空・気し	イザー の管 理	経鼻胃管 経鼻腸管	1) 宮、胃瘻、 宮、経胃瘻 寠、食道瘻	(2) 持続経管 注入ポンプ使用	(中心静	画程 脈栄養、 圧症治療 薬など)	皮下(インスリ	1) 注射 リン、麻薬 ど)	持続	2) 成下 ンプ使用	(持続)器によ	加州上 血糖測定 る血糖測 合む)	(血液:	<b>外な透析</b> 透析、腹 fを含む)	(1) 利用時間 中の間欠 的導尿	持続 (尿道留置)	(2) 的導尿 hテーテル、膀胱 尿路ストーマ)	消化旬	(1) 管ストー マ	(2) 摘便、 洗腸	(3) 浣腸	注) 医師から発作 処置の指示があり に発作の既往が	時の対応として上記 )、過去概ね1年以内 ある場合	医療的ケアスコアの合計
基本	見守り	基本	見守り	基本 爿	見守り	基本	基本	見守り	基本 見守り	基本	見守り	基本	見守り	基本	見守り	基本	見守り	基本	見守り	基本	基本	見守り	基本	見守り	基本	基本	基本	見守り	] ァ の
5	高 1 中 1	8	高 1 中 1	- 8	高 1 中 1	3	8	高 2 中 2	高 1 9 中 1	8	高 2 中 2	- 5	高 1 中 1	3	高 1 中 1	3	高 1 中 1	8	高 2 中 2	5	3	高 1 中 1	- 5	高 1 中 1	5	3	3	高 2 中 2	計
																													0
																													- (
																													(
																													(
																													(
																													(
																													(
																													(
																													(
					-																								(
																													(
																													(
																													(
																													- (
																													- (
											<u> </u>																		(
																													(
																													+
					_																								(
																													(
					_																								(
					-																								(
					$\dashv$																								(
																													(
					$\dashv$																								(
			Ĺ																										(
$\vdash$		┢		╂	$\dashv$																								(
				<u> </u>										ļ		ļ											<u> </u>		(

市町村における医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置について

# 【現状】

①医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置市町村数 21市町(令和5年度実績)

〇岐阜圏域 6市町/9市町 〔設置市町村:岐阜市·羽島市·各務原市·山県市·瑞穂市·本巣市〕

○西濃地域 4市町/11市町 〔設置市町村:大垣市・揖斐川町・大野町・池田町(3町は共同設置)〕

○中濃地域 3市町/13市町村 [設置市町村:可児市・郡上市・坂祝町]

○東濃地域 5市 / 5市 〔設置市町村:多治見市·中津川市·瑞浪市·恵那市·土岐市〕

○飛騨地域 3市 / 4市町 〔設置市町村:高山市・飛騨市・下呂市〕

# ②医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置市町村数 24市町51人(令和6年度)

〇岐阜圏域 6市町19人/9市町 〔設置市町村:岐阜市·羽島市·各務原市·山県市·瑞穂市·本巣市〕

○西濃地域 6市町 9人/11市町 〔設置市町村:大垣市・神戸町・輪之内町・揖斐川町・大野町・池田町〕

〇中濃地域 5市町 9人/13市町村 〔設置市町村:美濃加茂市·可児市·郡上市·八百津町·白川町〕

○東濃地域 5市 7人/5市 〔設置市町村:多治見市·中津川市·瑞浪市·恵那市·土岐市〕

○飛騨地域 2市 5人/4市町 〔設置市町村:高山市・飛騨市〕

<参考資料>令和6年度 岐阜県内市町村医療的ケア児等コーディネーター配置事業所一覧(次ページ参照)

#### 【求められる対応】

- (1) 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置《未設置市町村》
- (2) 医療的ケア児等支援コーディネーターの配置《未配置市町村》
  - ・各市町村の基幹相談センター、中核となる相談支援事業所・児童発達支援事業所のほか、市町村組織内の障害児支援に 携わる保健師・福祉職など、実情に応じて医療的ケア児等コーディネーターを配置

【令和6年度医療的ケア児等コーディネーター配置事業所種別ごとの内訳(事業所等数 40 配置人数51人)】

- ○基幹相談センター 17人 ○市町村 11人(保健師 5 看護師 2 看護師・社会福祉士 1 社会福祉士 1 保育士 1)
- ○相談支援 16人(特定 4 障害児 2 一般 7 委託 3) ○児童発達支援 6人 ○放課後等デイ1人
- (3) 医療的ケア児等支援コーディネーターの配置情報の提供、資質向上及び関係機関との連携《配置市町村》
  - ・重症心身障がい児者・医療的ケア児者の保護者等からの声を踏まえ、医療的ケア児等コーディネーターの配置先の情報提供を行うとともに、資質向上を図る。
    - *⇒県において、医療的ケア児等支援コーディネーター養成研修に加え、フォローアップ研修を実施(令和6年度~)*
  - ・協議の場への参画、その他の方法により関係機関との連携を図る必要がある。
  - ⇒県において医療的ケア児支援センターである「重症心身障がい在宅支援センター」を設置(平成27年度〜)。重症心身障が児 者・医療的ケア児者の家族や支援機関を対象とした相談支援、家族交流会等の支援を実施

# 令和6年度 岐阜県内市町村医療的ケア児等コーディネーター配置事業所一覧

# 【事業所種別ごとの内訳(事業所等数 40事業所等 コーディネーター配置人数51人)】

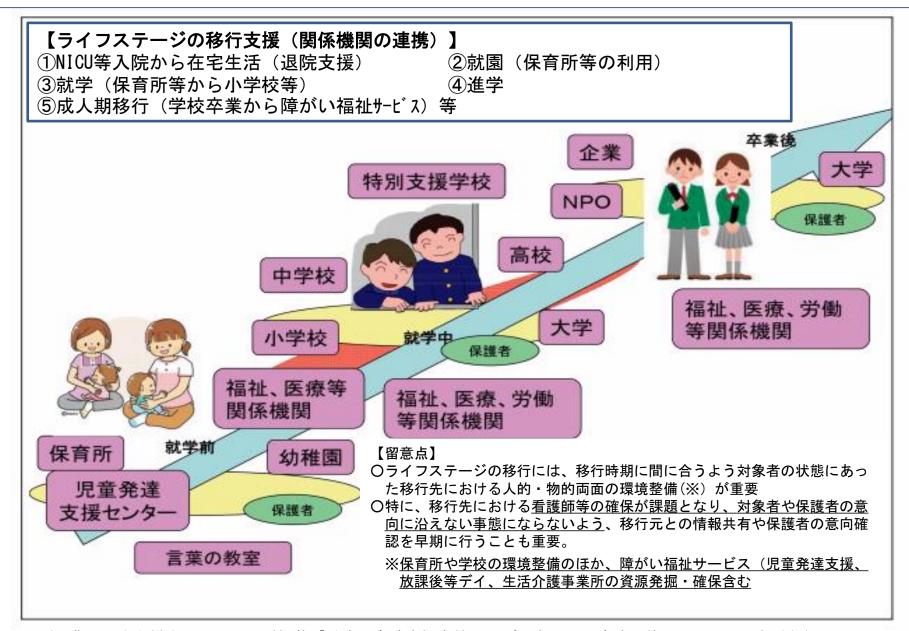
- ○基幹相談センター 17人 ○市町村 11人(保健師 5人 看護師2人 看護師・社会福祉士1人 社会福祉士1人 保育士1人)
- 〇相談支援 16人(特定 4 障害児 2 一般 7 委託 3) 〇児童発達支援 6人 〇放課後等デイ 1人

巻	+	配置	事業所等			
域	市町村名	人数	事業所等名	事業所等種別	電話番号	内線
			岐阜市障害者生活支援センター	一般相談支援	058-254-9204	
	岐阜市	5	リトル☆スター(2人)	委託相談支援	058-255-3031	
	成书山		はなみずき苑指定相談支援事業所	委託相談支援	058-241-5221	-
			岐阜市障がい福祉課	基幹相談センター	058-214-2572	直通
岐	羽島市	2	羽島市役所 子育で・健幸課	市町村	058-392-1111	5302
阜	44 四 山		羽島市役所 福祉課	市町村	058-392-1111	2513
圏域	各務原市	4	各務原市基幹相談支援センター	基幹相談センター	058-389-7111	
坝	<b>台</b>	4	各務原市福祉の里児童発達支援センター(3人)	児童発達支援	058-370-7500	
		3	地域生活支援センターツリー(2人)	一般相談支援	0581-27-2461	
	山県市	3	ゆう	放課後等デイ	0581-32-9200	
	瑞穂市	3	瑞穂市社会福祉協議会福祉総合相談センター(3人)	一般相談支援	058-327-8668	
	本巣市	2	障害者基幹相談支援センターえがお(2人)	基幹相談センター	058-323-1145	1336
	大垣市	2	大垣市柿の木荘	特定相談支援	0584-89-9503	
	八垣川		大垣市立ひまわり学園	特定相談支援	0584-81-2233	
西	神戸町	1	神戸町役場 健康福祉課	基幹相談センター	0584-27-0175	直通
濃	輪之内町	1	輪之内町保健センター	市町村	0584-69-5155	821
圏域	揖斐川町	3	揖斐川町役場 健康福祉課	市町村	0585-22-2790	
坝	再受川町		障害者生活支援センタープラス(2人)	基幹相談センター	0585-21-3152	
	大野町	1	大野町基幹相談支援センター	基幹相談センター	0585-35-5369	
	池田町	1	池田町役場 健康福祉課	市町村	0585-45-3111	155

# 令和6年度 岐阜県内市町村医療的ケア児等コーディネーター配置状況

圏	- <del></del>	配置	所属事業所等			
域	市町村名	人数	事業所等名	事業所等種別	電話番号	内線
	美濃加茂市	3	社協障がい者相談支援センター	基幹相談センター	0574-28-6556	
	可児市	2	可児市社会福祉協議会	基幹相談センター	0574-62-1555 0574-62-1111	3175
中			可児市役所 福祉支援課	市町村	0574-62-1111	3172
濃圏	郡上市	2	郡上市南部子ども発達支援センターひまわり	児童発達支援	0575-65-5967	
域	4117-111		郡上市北部子ども発達支援センターたんぽぽ	児童発達支援	0575-82-3116	
	八百津町	1	八百津町基幹相談支援センター	基幹相談センター	0574-43-2111	2563 2564
	白川町	1	障がい者相談支援センターまごころ	一般相談支援	0574-73-1311	
	多治見市	1	多治見市子ども支援課	市町村	0572-23-5958	2354
			中津川市発達支援センターつくしんぼ	児童発達支援	0573-66-5256	
東	中津川市	3	障害者生活支援センター結	基幹相談センター	0573-62-3320	
濃圏			ANT DESIGN	障害児相談支援	0573-68-5352	
域	瑞浪市	1	瑞浪市立瑞浪幼児園	市町村	0572-68-2003	
	恵那市	1	恵那市社協相談支援事業所サテライトにじの家	障害児相談支援	0573-20-0260	
	土岐市	1	土岐市役所 こども家庭課	市町村	0572-54-1111	186
	高山市	2	高山市役所 こども未来部 こども政策課	市町村	0577-35-3140	直通
飛	向川川	2	高山市立 岡本保育園	市町村	0577-32-4139	直通
騨			相談支援センター まごの手	特定相談支援	0578-84-0023	
圏域	飛騨市	5	飛騨市多機能障がい者支援センター 古川いこい	特定相談支援	0577-73-0160	
ツ	开吃物里 口7	Э	飛騨市役所 市民福祉部 地域生活安心支援センター(2人)	基幹相談センター	0577-73-7483	
			飛騨市役所 市民福祉部 総合福祉課	基幹相談センター	0577-73-7483	

# 市町村におけるライフステージを通じた一貫した支援について



(出典:厚生労働省ホームページ掲載「重症心身障害児者等コーディネーター育成研修テキスト」一部改編)

# 市町村における要電源医療的ケア児者の支援について

## 1 要電源医療的ケア児者の災害時支援の現状と課題について

- 令和7年1月に発生した能登半島地震において、障がいのある方等の要配慮者やその家族の防災対策の重要性が再認識され、改めて、防災対策の普及啓発や避難行動要支援者名簿登録や個別避難計画の策定等の取組を進めていく必要がある。
- 加えて、在宅で人工呼吸器等の電源が必要な医療機器を使用する医療的ケア児者(以下「要電源医療的ケア児者」という。)にとって、<u>停電による電源の喪失が災害時等の生命の危機に直結</u>するため、医療機器のための電源確保が重要となる。
- そのため、要電源医療的ケア児者やその家族(以下「要電源医療的ケア児者等」という。)にとっては、自ら電源を必要とする医療機器のための非常用電源装置等の備え(自助)のほか、非常用電源装置等が稼働している間に市町村や関係機関等による支援が必要となることから、災害対策基本法に基づく個別避難計画の策定及び個別避難計画に基づく支援体制の構築(公助・共助)が一層重要である。
- 県において市町村の取組状況について調査(※)したところ、自助の観点からは非常用電源装置等の確保促進、公助・共助の観点からは要電源医療的ケア児者の把握の推進、避難行動要支援者名簿への掲載や個別避難計画の策定の対象者に医療的ケア児者が含まれていない等の課題が明らかとなった。

#### ※調査概要

- ア 市町村要電源重度障がい児者災害時等非常用電源整備補助等制度の整備状況調査
  - ○補助制度整備市町村数 令和6年度36市町、補助件数(令和5年度実績)17市町45人
- イ 日常的に電源が必要な医療機器を使用する医療的ケア児者の把握及び災害時支援に向けた取組等状況調査【別添資料1-2】
  - ○把握している要電源医療的ケア児者数 令和5年度30市町382人(令和4年度312人)
  - ○身体障がい者等以外の要電源医療的ケア児者を避難行動要支援者名簿登載対象とする市町村 令和5年度6市町

### 主な課題

- (1) 要電源医療的ケア児者等による非常用電源装置の確保促進
- (2) 市町村における要電源医療的ケア児者の把握の推進
- (3) 避難行動要支援者名簿登録や個別避難計画の策定における要電源医療的ケア児者への対応等の推進

## 2 主な課題への対応について

(1) 要電源医療的ケア児者等による非常用電源装置の確保促進

# 【現状と課題】

- ○要電源医療的ケア児者等による「非常用電源装置等の備え(自助)」について、装置等の購入支援を求める声を受け、県では、令和3年度に市町村を対象に「要電源重度障がい児者災害時等非常用電源整備事業費補助金」を創設(令和5年度拡充)。
- ○要電源医療的ケア児者を対象に電源を必要とする医療機器のための<u>非常用電源装置等の制度(以下「補助制度」という。)を</u>整備する市町村は、令和6年度は36市町となっている。

#### <補助制度整備市町村>

※R6.6月末時点

年度		補助制度整備市町村
R4	20市町	岐阜市※、各務原市※、羽島市、山県市、本巣市、岐南町、笠松町、大垣市、関市、美濃市、美濃加茂   市、可児市、郡上市、御嵩町、多治見市、中津川市、恵那市、土岐市、高山市、飛騨市
R5	30市町	R4年度に加え、次の10市町が整備 瑞穂市※、北方町、養老町、関ケ原町、揖斐川町、大野町、坂祝町、川辺町、瑞浪市※、下呂市
R6	36市町	R5年度に加え、6市町が整備 海津市、垂井町、神戸町※、輪之内町※、安八町※、池田町※

※は障害者総合支援法に基づく日常生活用具給付事業による補助制度

○なお、令和5年度に補助制度を整備する30市町のうち、<u>補助実績があったのは17市町45人であり、引き続き要電源医</u>療的ケア児者等による非常用電源装置の確保促進に取り組む必要がある。

# <実 績>

年度	件数等	補助額	補助市町村
R4	15市町38人	2,897,300円	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、笠松町、大垣市、関市、美濃市、美濃加茂市、 御嵩町、多治見市、中津川市、恵那市、土岐市、高山市
R5	17市町45人	3, 462, 180円	岐阜市、各務原市、瑞穂市、北方町、大垣市、養老町、大野町、関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、瑞浪市、中津川市、高山市、下呂市

## 【求められる対応策】

# ア 電源を必要とする医療機器のための非常用電源装置等の確保の必要性等や補助制度についての普及啓発

- ○要電源医療的ケア児者等を対象に「岐阜県医療的ケア児等災害時電源確保ガイドブック」の紹介や補助制度の広報・チラシの提供等による普及啓発の実施 ※掲載ホームページアドレス <u>https://www.pref.gifu.lg.jp/page/128726.html</u>
- イ 趣旨や地域ニーズを踏まえた補助制度の整備検討(補助制度のない市町村)

# 2 主な課題への対応について

(2) 市町村における要電源医療的ケア児者の把握(公助)の推進

# 【現状と課題】

- ○令和5年度、県が実施した重症心身障害児者等状況調査により、市町村が保持する情報をもとに、<u>「身体障害者手帳(1級・2級)と療育手帳(A・A1・A2)の両方を保持する者」</u>や<u>「障害者総合支援法等に基づく障害福祉サービス等を利用している医療的ケア児者」の情報集約・整理</u>を依頼したところ、<u>市町村が把握している要電源医療的ケア児者数は30市町382</u>人であった。
- ○加えて、今年度、各市町村が実態調査のために把握した重症心身障がい児者・医療的ケア児者個々の医療的ケアの内容を整理 するとともに、保健所との連携による人工呼吸器装着難病患者の情報共有・集約により、要電源医療的ケア児者の更なる把握 が可能。

## 【求められる対応策】

- ア 重症心身障がい児者・医療的ケア児者の対象者個別表の更新による要電源医療的ケア児者の把握
  - ○令和6年度在宅重症心身障がい・医療的ケア児者実態調査のため、各市町村が把握した重症心身障がい児者・医療的ケア児者の情報をもとに、令和5年度に県が実施した重症心身障害児者等状況調査時に、各市町村が作成した対象者個別表(※)を更新し、更なる要電源医療的ケア児者の把握を図る。
    - ※今年度、県から提供予定の対象者個別表には、「医療的ケアの状況」欄の内容から<u>「医療的ケア時の電源要否」を整理する欄を設ける</u>。

< (参考)電源を要する可能性のある医療的ケアの内容>

人工呼吸器等の管理、酸素療法、吸引、ネプライザー管理、経管栄養(持続経管注入ポンプ使用)、 皮下注射(持続皮下注射ポンプ使用)、透析

- ○<u>市町村と県(保健医療課・保健所)との連携</u>による要電源医療的ケア児者である<u>人工呼吸器装着難病患者の情報</u>の共有・集約
- イ 医療的ケア児者の情報を保持する担当課の相談時等における要電源医療的ケア児者等支援の周知・案内
- ウ アのほか、ケアマネ─ジャー(介護保険)、訪問看護ステーションとの連携による要電源医療的ケア児者の把握や制度の周 知・啓発等

## 2 主な課題への対応について

(3) 避難行動要支援者名簿登録や個別避難計画の策定における要電源医療的ケア児者への対応等

## 【現状と課題】

# ア 要電源医療的ケア児者を避難行動要支援者名簿の登録や個別避難計画の策定の対象者としていない市町村が多い

- ○身体障害者等に該当する要電源医療的ケア児者は、避難行動要支援者名簿(以下「要支援者名簿」という。)の登録や個別避難計画 (以下「避難計画」という。)の策定の対象となるが、<u>それ以外の要電源医療的ケア児者を要支援者名簿登録の対象としている市町</u> 村は、6市町(令和5年度)に限られる(本人や家族が希望する場合を除く)。
- ○要電源医療的ケア児者についても、市町村や関係機関等の支援が必要となるため、要支援者<u>名簿登録や避難計画策定の対象として積</u>極的に位置付けることが不可欠と考えられる。

身体障害者以外の要電源医療的ケア児者を名簿掲載の対象としている市町村(自ら掲載を希望したものを除く)(6市町)

山県市、大野町、関市、美濃市、美濃加茂市、白川町

# イ 要支援者名簿や避難計画において要電源医療的ケア児者や要電源医療的ケアの内容把握ができない市町村が多い

○<u>要支援者名簿</u>の「避難支援等を必要とする事由」を記載する欄において<u>「要電源医療的ケア児者」を確認(把握)できる市町村は、</u> 7市町(令和5年度)に限られ、<u>避難計画</u>において<u>「要電源医療的ケア児者の状況(本人の状態、医療的ケアの内容、使用する医療機</u>器等)」を確認(把握)できる市町村は11市町(令和5年度)に限られた。

# 【求められる対応策】

# ア 避難行動要支援者名簿登録の対象者の要電源医療的ケア児者への拡大

○医療的ケア児者、特に要電源医療的ケア児者は、身体障害者手帳等の有無に限らず、避難行動時の支援が必要なことから、<u>要電源医療</u>的ケア児者をはじめとした医療的ケア児者を避難行動要支援者名簿登録の対象とし、「避難支援等を必要とする理由」にその旨を記載

#### イ 個別避難計画の策定に係る要電源医療的ケア情報の反映

○避難計画の策定にあたり、<u>「避難時に配慮しなくてはならない事項」欄や「特記事項」欄などに、医療的ケアの内容、使用している医</u>療機器(電源の要否を含む)とその詳細、支援している関係機関等を可能な限り反映